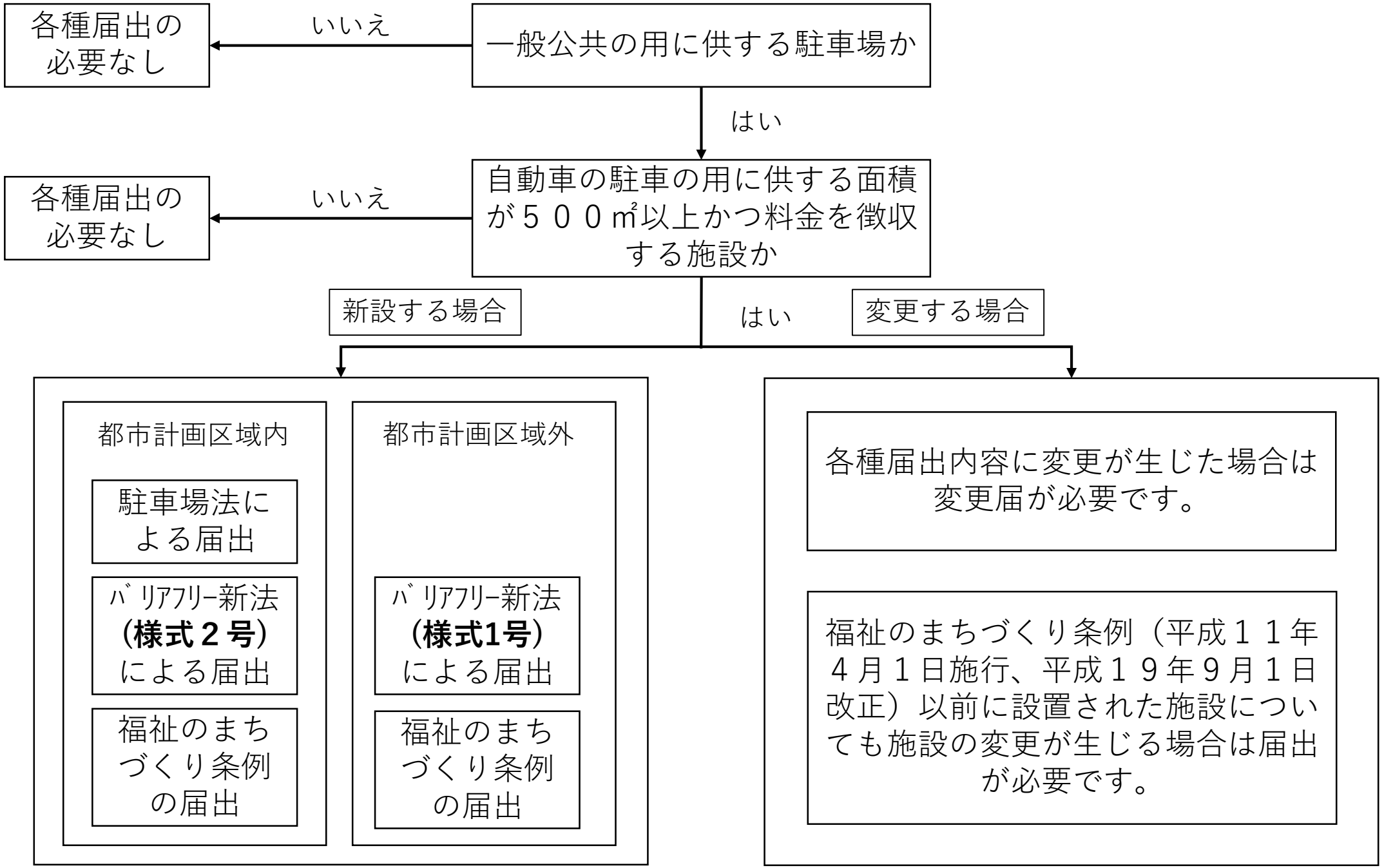

一般公共の用に供する駐車場か
いいえ
各種届出の必要なし
はい
自動車の駐車の用に供する面積が５００㎡以上かつ料金を徴収する施設か
いいえ
各種届出の必要なし
はい
新設する場合
変更する場合
都市計画区域内
駐車場法による届出
ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ新法（様式２号）による届出
福祉のまちづくり条例の届出
都市計画区域外
ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ新法（様式1号）による届出
福祉のまちづくり条例の届出
各種届出内容に変更が生じた場合は変更届が必要です。
福祉のまちづくり条例（平成１１年４月１日施行、平成１９年９月１日改正）以前に設置された施設についても施設の変更が生じる場合は届出が必要です。